

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （ ）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 給付裁定時の本人確認手続きの簡素化等について （パブリックコメント）

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2020年10月31日、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」を公表し、パブリックコメント手続きに付しました（11月29日まで意見募集）。

国民年金基金、確定給付企業年金、厚生年金基金の給付の裁定において必要とされている、受給権者本人からの戸籍抄本等の生年月日が確認できる書類の提出について、各制度の利用者の手続きの負担軽減を図るため、簡素化を図る等の所要の措置を講じることとされています。

改正案の概要は以下のとおりです。

<改正の内容>

（1）生年月日が確認できる書類について

戸籍抄本等の提出について、各制度の給付の裁定者が、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から生年月日情報が含まれる機構保存本人確認情報の提供を受けた場合は、本人からの戸籍抄本等の提出を不要とする旨規定する。

（2）その他所要の改正を行う。

施行期日等については、以下のとおりとされています。

- ・ 公布日：2020（令和2）年12月下旬（予定）
- ・ 施行日：公布の日

- 国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について

[https://search.e-](https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200277&Mode=0)

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200277&Mode=0](https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200277&Mode=0)

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202011-170-0470-D